事務事業評価カルテ（17年度評価）　　NO　28

事務事業名	老朽民間保育園整備補助事業	担当部局	市長部局　保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり（健康・福祉）	担当課名	社会福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり（児童福祉）		
施　策	子育て支援施設を充実する	担当係名	児童福祉係

1．事業内容

事業本来の目的と具体的内容	市内5箇所の民間保育園が築後20年以上過ぎているため，老朽化した民間保育園の整備を促進し、安全性を確保し保育に欠ける児童の福祉を増進することによって，保護者のニーズに沿った，安全で快適な保育と多様な保育サービスを実施する。	
事業の期間（開始/終了）	99　年　99月/　99　年　99 月	
根拠法令、条例、規則など	児童福祉法第24条	
	結城市保育の実施に関する条例	
事業が対象としている人(モノ)	社会福祉法人が経営する民間保育所	
具体的な活動内容	①	民間保育園の施設整備に対して補助をする
	②	保育環境を改善する
	③	
	④	
事業の成果	①	施設整備補助金を交付することにより、社会福祉法人が負担する施設整備費の軽減。
	②	老朽化した園舎の改築により、入所児童の安全性を確保し福祉の増進を図る。
	③	
	④	

2．事業の評価

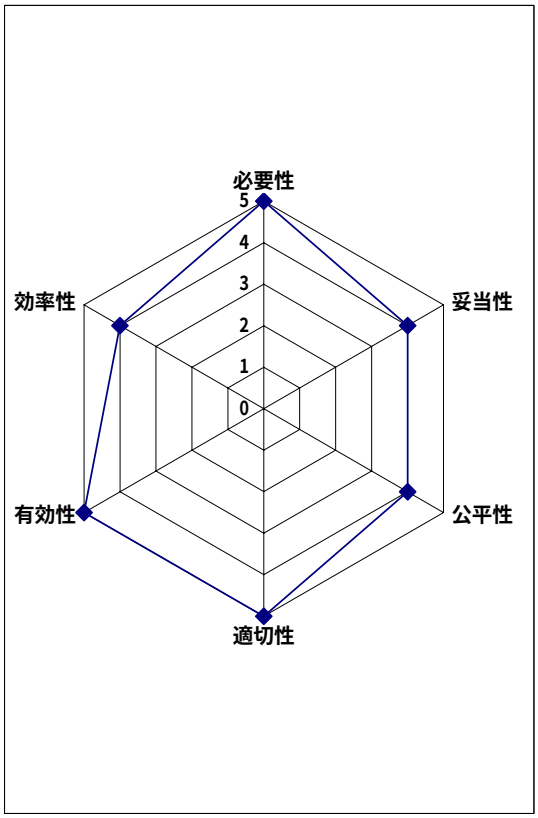

項　目	説明
必要性	**5　ますます必要性は高くなっている** 市内8民間保育所のうち、築後20年を経過している保育園が5箇所あり、今後改築の要望が出てくると予想される。H17年度からH18年度にかけて、みくに保育園が改築を実施しており、H20年度にたま保育園、H21年度にかなくぼ保育園が改築を予定している。
妥当性	**4　法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である** 児童福祉法第24条の規定により、保育に欠ける児童の保護者から申込があった場合には児童を保育しなければならないと規定されており、その受け皿である民間保育園所の施設整備事業に関与することは、必要であると考えられる。
公平性	**4　目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している** 老朽化した民間保育所の改築を実施することにより，施設を利用する児童や地域の児童についても，安全性の向上や健全な保育の向上が図られ，多様な保育サービスを受けることができる。
適切性	**5　現在のやり方(手段）以外には考えられない** 国で定めた要綱等や市で定めた要項に基づき、事業を実施している。
有効性	**5　目標以上の達成度である** 国の補助制度を活用しながら，年度計画によって整備を進めており，改築がなされた民間保育園では，整備された環境で児童に安全で健全な保育がなされている。
効率性	**4　効率は徐々に高まっている（コストは徐々に下げられている）** 国における三位一体改革により次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）が創設され，従来の補助制度からの編成替えが実施されたことに伴い，市においても国・県の指導による補助制度の見直しを行いながら実施していく。

総合評価	平成17年度より、保育所整備が『施設整備費補助金』から『次世代育成支援対策施設整備交付金』に変わった。H17-H18のみくに保育園は制度の切り替え時期であり、また数年前から施設整備の意思表示をしていたため、交付金のほかに1/10の市単独補助金の対象とすることとしたが、これ以降は国交付金の1/2が市の負担額となるため，これまでの1/10の補助金はなくなる予定。交付金になったことにより，設置者及び市町村の負担が大きくなる可能性がある。

3．今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	①短期的方向	維持継続	②中長期的方向	維持継続
	説明	最近2ヶ所の民間保育園を改築したが、今後も計画的な整備が必要となる。国の整備計画、方針に基づき改築を進める。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	助成制度を有効に活用して、事業を継続する。			